

○ デジタル庁
令第十二号
総務省

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令（平成十五年政令第四百八号）の規定に基づき、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年六月十二日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 松本 剛明

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになお改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後

欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第四條 削除</p> <p>(特定認証業務を行う者に係る認定の申請の際に提出する書類)</p> <p>第二十四條の二十 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令(平成十五年政令第四百八号。以下「令」という。)第七條の九に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一〕三 略</p> <p>(電子署名等確認業務の全部を委託する場合の特例)</p> <p>第二十九條 電子署名等確認業務の全部を法第十七條第一項第四号に掲げる者、同項第五号若しくは第六号の規定により主務大臣の認定を受けた者又は内閣総理大臣(以下この条及び第六十條において「電子署名等確認業務受託者」という。)に委託した者であつて第二十八條第一号及び第二号に掲げる基準に適合するもの(以下この条及び第六十條において「電子署名等確認業務委託者」という。)は、同項第六号に規定する主務大臣による認定を受けたものとみなす。</p> <p>2 内閣総理大臣は、電子署名等確認業務委託者から電子署名等確認業務の全部の委託を受けた場合には、当該電子署名等確認業務を、第二十七條各号に定める基準に適合する設備において、第二十八條第三号及び第四号に定める基準に適合する方法により行うものとする。</p> <p>3 5 略</p> <p>第四十條 削除</p>	<p>(個人番号カード用署名用電子証明書の発行の申請書の記載事項)</p> <p>第四條 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令(平成十五年政令第四百八号。以下「令」という。)第一條に規定する総務省令で定める事項は、申請の年月日とする。</p> <p>(特定認証業務を行う者に係る認定の申請の際に提出する書類)</p> <p>第二十四條の二十 令第七條の九に規定する主務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>〔一〕三 同上</p> <p>(電子署名等確認業務の全部を委託する場合の特例)</p> <p>第二十九條 電子署名等確認業務の全部を法第十七條第一項第四号に掲げる一の者又は同項第五号又は第六号の規定により主務大臣の認定を受けた一の者(以下この条及び第六十條において「電子署名等確認業務受託者」という。)に委託した者であつて第二十八條第一号及び第二号に掲げる基準に適合するもの(以下この条及び第六十條において「電子署名等確認業務委託者」という。)は、同項第六号に規定する主務大臣による認定を受けたものとみなす。</p> <p>〔新設〕</p> <p>2 4 同上</p> <p>第四十條 (個人番号カード利用者証明用電子証明書の発行の申請書の記載事項) 令第十七條に規定する総務省令で定める事項は、申請の年月日とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した表記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この命令は、公布の日から施行する。